附属機関等の設置及び運営に関する指針

平成１１年１月７日
市　　長
決　定
教育委員会

１　趣旨

附属機関等は、市政に対する民意の反映、専門知識の導入、公平な行政運営の確保等を目的として設置されたものであるが、現在、硬直化の進行や形骸化が見られるものがある。附属機関等の設置目的、必要性及び活動実態を十分に勘案し、統廃合等の見直しを行うとともに実質的、効率的、機能的な運用を図るため、ここに指針を定める。

２　対象とする附属機関等

(1) 附属機関

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより本市が設置する機関をいう。

(2) 委員会等

市民・有識者等の意見を聴取し、市行政に反映させることを主な目的として、要綱等の定めるところにより本市が設置し開催する会議をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

①本市職員又は関係行政機関の職員のみを構成員とするもの

②本市職員の研究や研修等を主な目的とするもの

③その他この指針の対象として適切でないもの

３　附属機関の設置

附属機関の設置に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 安易な設置を厳に抑制すること。

(2) 他の附属機関と設置目的が類似し、又は所掌事務が重複しないものであること。

(3) 附属機関の所掌事務は、設置目的を踏まえて広い視野からの審議等ができるよう適切な範囲のものとすること。

(4) 附属機関の委員数は、２０人以内とすること。ただし、法令に委員数の定めが

ある場合、その他執行機関が特に認める場合は、この限りでない。

4　附属機関の委員の委嘱

(1) 委員の委嘱については、設置目的に応じて、市民の幅広い意見及び専門的視点からの意見の反映並びに公正の確保等を図るため、次の事項を遵守するものとする。

①附属機関の機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層の中から適切な人材を選任するものとする。

②委員には、女性を積極的に登用するものとし、「審議会等における男女共同参画を推進する指針」で定める目標の達成に努めるものとする。

③委員には、法令に定めがある場合、その他執行機関が特に必要と認める場合を除き、市職員を任命しないものとする。

④委員を委嘱しようとする場合は、当該委嘱時の年度末までに７５歳に達しない者から委嘱するものとする。

⑤委員を再任する場合は、その在任期間が１２年を超えないものとする。

⑥同一人を重複して委員に委嘱しようとする場合は、５機関（附属機関及び委員会等を合計して５機関）までとする。ただし、臨時的に委嘱しようとする場合で市長が特に必要と認める者を除く。

⑦公募による委員の登用に努めるものとする。ただし、附属機関の所掌事務に照らし、公募が適当でない場合はこの限りでない。

⑧公共工事に関する事業者の候補者選定に関する事務を担任する附属機関の委員を委嘱しようとする場合は、公共工事に関する事業者選定過程の透明性、公平性を図るため、当該委員候補者について事前に加古川市入札参加者審査会規則（平成18年規則第７号）第３条に規定する建設工事審査会の審議を経るものとする。

(2) 前記④～⑥までの規定は、委員の資格に関し法令の定め、その他特別の事由により、委員の選任につき選択の余地がないと執行機関が認める場合は、適用しないことができる。

5　附属機関の運営

附属機関の運営に当たっては、効果的かつ効率的に行い、次の事項に留意するも

のとする。

(1) 会議の資料は、開催前に配付する。

(2) 会議記録は、審議経過、結論等が明確となるよう作成する。

(3) 附属機関の会議記録等については、個人情報の保護及び当該附属機関の審議又は運営に支障が生じないかぎり公開するものとする。

6　附属機関の設置等の見直し

(1) 既に設置されている附属機関で、次の①～⑦のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合するものとする。

① 所期の目的を達したもの

② ５年以上にわたって委員が選任されていないもの

③ 開催回数が著しく少ない（年０回～１回）もの

④ 社会経済情勢の変化等により著しく必要性が低下してきたもの

⑤ 他の行政手段等で対応可能なもの

⑥ 設置目的、所掌事務及び委員構成が他の附属機関等と類似又は重複しているもの

⑦ 行政の総合性、効率性の確保の見地から統合が望ましいもの

(2) 法令により設置が義務づけられている附属機関であって、前記①～⑦のいずれかに該当するものについては、国及び県に対しその改善を要請するものとする。

7　委員会等の設置

委員会等の設置に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 安易な設置を厳に抑制すること。

(2) 他の委員会等と設置目的が類似し、又は所掌事務が重複しないものであること。

(3) 委員会等の適切な運営を図るため、要綱等には、設置目的、協議事項、設置期限並びに委員数、選任区分、任期を明らかにすること。

8　委員会等の委員の委嘱及び運営

委員の委嘱及び委員会等の運営に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 委員の委嘱に当たっては、「４附属機関の委員の委嘱」の規定を準用する。

(2) 運営に当たっては、「５附属機関の運営」の規定を準用し、見直しに当たっては、

「６附属機関の設置等の見直し」のうち(1)の規定を準用する。

９　内部調整

(1) 総務部長は、附属機関並びに委員会等の設置及び運営に関し、次の事項の調整を行うものとする。

①設置、廃止及び統合に関すること。

②委員の委嘱に関すること。

(2) 各部局長は、委員の委嘱について、総務部長に合議するものとする。

(3) 各部局長は、新たに附属機関及び委員会等を設置する場合については、事前に総務部長に協議するものとする。

10　施行期日等

(1) この指針は、平成１１年４月１日から施行する。

(2) 上記「４附属機関の委員の委嘱」及び「８委員会等の委員の委嘱」の規定については、施行日以降に到来する附属機関及び委員会等の委員の改選時から適用する。

附　則（平成２５年２月２８日 市長、教育委員会決定）

１ 改正後の指針は、平成２５年４月１日から施行する。

２ 改正後の「４附属機関の委員の委嘱」及び「８委員会等の委員の委嘱」の規定については、施行日以降に到来する附属機関及び委員会等の委員の改選時から適用する。

附　則（平成２６年２月２７日 市長、教育委員会決定）

１ 改正後の指針は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月２２日 市長、教育委員会決定）

１ 改正後の指針は、令和４年４月１日から施行する。

２ 改正後の「４附属機関の委員の委嘱」及び「８委員会等の委員の委嘱」の規定については、施行日以降の附属機関及び委員会等の委員の委嘱から適用する。